

(鑑)第31号

平成24年9月12日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	K 0 3 0 7
保存期間	30年
廃棄年月日	平成54年9月12日
担当係	指紋資料係

三重県警察本部長

犯罪経歴証明書発給要綱の制定及び運用について(例規通達)

対号 犯罪経歴証明書発給要綱の制定及び運用
について(例規通達・平成21年9月15
日(鑑)第27号)

犯罪経歴証明書(以下「証明書」という。)の発給に関する事務については、対号例規通達により実施してきたところであるが、この度、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行により外国人登録法(平成16年法律第125号)が廃止されたことに伴い、警察庁においてその一部が改正された別添の犯罪経歴証明書発給要綱(以下「要綱」という。)に基づき、下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

記

第1 業務体制

証明書の発給に関する事務は、刑事部鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)が処理するものとする。

第2 申請の受理

- 1 要綱第3の1の申請書は、申請者本人に記載を求めるものとする。
- 2 鑑識課長は、要綱第3の1の申請を受理する際に、当該申請が要綱第4の1に掲げる場合に該当するか否かを確認するため、提出先の国、地域又は国際機関(以下「提出先機関」という。)が作成した、証明書の提出を要求する文書その他当該申請が要綱第4の1に掲げる場合に該当するか否かの確認に資する文書の提示又は提出を申請者に求めるものとする。

なお、要綱第4の1の警察庁長官及び外務大臣があらかじめ合意した発給事由は、別に定めるところによる。

- 3 鑑識課長は、当該申請が要綱第4の1に掲げる場合に該当しないと認めるときは、申請者

に対しその旨を通知するとともに、申請者は外務大臣に対し、当該申請に係る証明書の発給について警察庁長官に依頼するよう求めることができる旨を教示するものとする。

- 4 鑑識課長は、要綱第5の2（第6の2において準用する場合を含む。）により申請者の本人確認を実施する際に、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、それぞれ(1)から(3)までに定める書類のいずれかの提示又は提出を申請者に求めるものとする。この場合において、鑑識課長は、申請書と申請者から提示又は提出を受けた書類の記載事項を照合し、当該申請書の記載事項に誤りのないことを確認するものとする。

- (1) 日本国に居住する者（(3)に掲げる者を除く。）

旅券（当該申請者が旅券を所持していない場合にあつては、官公庁（外国の官公庁を含む。）から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該申請者の写真を貼り付けたもの。以下同じ。）及び次に掲げる書類のいずれか

- ア 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも作成後6月以内のものに限る。）
イ アに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び住民基本台帳に記録された住所の記載があるもの
ウ ア又はイに掲げるものの提示又は提出が不可能であるときは、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び居住地の記載があるもの

- (2) 外国に居住する者

旅券、当該申請をしようとする者の現住所を確認するに足りる書類及び次に掲げる書類のいずれか

- ア (1)アに掲げる書類
イ 戸籍の附票の写し
ウ ア又はイに掲げるものの提示又は提出が不可能であるときは、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び日本国における最終の居住地の記載があるもの

- (3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第9条第1項の規定により本邦に入国し在留している者

日米地位協定第9条第3項又は第4項に規定する身分証明書

- 5 鑑識課長は、4(1)又は(2)により旅券の提示を受けた場合は、その写しを作成し、保存するものとする。

- 6 申請を受理した鑑識課長は、申請者に対し、犯罪経歴の調査には一定期間を要する旨を説明し、かつ、あらかじめ証明書を交付する日を指定するものとする。

第3 証明書の作成及び交付

- 1 証明書は、提出先機関を明記した封筒に入れて封をし、直接申請者に交付するものとする。
ただし、申請者がやむを得ない理由により直接交付を受けることができないときは、当該理由を付記した委任状を提示した当該申請者の代理人にこれを交付するものとする。
- 2 鑑識課長は、証明書を申請者又はその代理人に交付する際に、次の(1)から(3)までの事項を説明するものとする。
 - (1) 証明書は、その提出を求めた国、地域又は国際機関に対して提出することを目的として発給するものであるが、便宜上、申請者又はその代理人に対して交付するものであること。
 - (2) 申請者又はその代理人は、証明書を入れた封筒を開いてはならないこと。
 - (3) 申請者又はその代理人は、提出先機関に対し証明書の提出を行わなかった場合は、当該証明書を入れた封筒を開くことなく、速やかにこれを発給した警察本部長に返却しなければならないこと。
- 3 鑑識課長は、証明書を申請者又はその代理人に交付する際に、その写しを作成し、保存するものとする。

第4 その他

- 1 鑑識課長は、犯罪経歴証明書発給処理簿（様式第1）を簿冊として備え付け、証明書の発給の状況を明らかにしておくものとする。
- 2 犯罪経歴証明書発給処理簿の保存期間は、5年とし、この場合には、当該処理簿の作成を終了した日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算するものとする。
- 3 鑑識課長は、申請者又はその代理人に対し証明書を交付した後、速やかに当該申請者に係る要綱第5の3（第6の2において準用する場合を含む。）の記録若しくは資料を抹消し、又は廃棄するものとする。

犯罪経歴証明書発給処理簿

受理番号	受理月日	申請者						交付月日	受給者名	備考
		提出先	発給事由	本籍地	性別	氏名	生年月日			
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		
/	/							/		

犯罪経歴証明書発給要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪経歴証明書（以下「証明書」という。）の発給に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2 証明書の発給の根拠

証明書の発給は、外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第8号から第10号まで、第12号から第14号まで及び第27号並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第2条第2項の規定に基づく外務省から警察庁に対する協力依頼に応じて行うものとする。

第3 証明書の発給の申請

- 1 警視總監、道府県警察本部長若しくは方面本部長（以下「警察本部長」という。）又は警察庁長官は、現に日本国に居住し、又は日本国に居住したことがある者から証明書の発給の申請を受ける場合には、別記様式第1号の犯罪経歴証明書発給申請書（以下「申請書」という。）の提出を求めるものとする。ただし、申請をしようとする者が外国に居住及び現在している場合は、別に外務大臣が定める様式の申請書の警察庁長官への提出を求めるものとする。
- 2 日本国に居住する者の証明書の発給の申請は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域を管轄する警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）に出頭して行わせるものとする。ただし、その者がやむを得ない理由により当該警察本部に出頭することができない場合、又はその者が住民基本台帳に記録されていない場合は、その者が出頭する警察本部又は警察庁において申請を受けることができる。
- 3 外国に居住する者で日本国に現在するものの証明書の発給の申請は、その者が日本国を出国する時までその者が記録されていた住民基本台帳を備える市町村の区域を管轄する警察本部に出頭して行わせるものとする。ただし、その者がやむを得ない理由により当該警察本部に出頭することができない場合、又はその者が住民基本台帳に記録されていない場合は、その者が出頭する警察本部において申請を受けることができる。
- 4 外国に居住する者で外国に現在するものの証明書の発給の申請は、在外公館に出頭して行わせるものとする。

第4 発給の要件

第3の1の申請を受理した警察本部長又は警察庁長官は、次の1又は2のいずれかに掲げる場合に限り証明書を発給するものとする。

- 1 警察庁長官及び外務大臣があらかじめ合意した発給事由（以下「発給事由」という。）に該当するとき。
- 2 1に掲げる場合のほか、あらかじめ外務大臣から警察庁長官に対し当該申請に係る証明書

の発給について依頼があった場合であって、当該証明書の発給が客観的に必要であり、かつ、当該証明書が得られない場合には申請者が著しい不利益を受けると警察庁長官が認めるとき。

第5 警察本部長による証明書の発給

- 1 第3の1の申請をしようとする者が警察本部に出頭して申請をした場合には、当該申請に基づく証明書の発給は当該警察本部の警察本部長が行うものとする。
- 2 警察本部長は、申請を受理する際に、申請をしようとする者の本人確認を実施するものとし、そのため、別に警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）が定めるところにより、これを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めるものとする。ただし、やむを得ない理由により、申請をする際に当該書類の提示又は提出をすることができないと認められる場合は、申請を受理してから証明書を交付するまでの間にその提示又は提出を申請者に求めるものとする。
- 3 申請を受理した警察本部長は、「指掌紋取扱規則」（平成9年国家公安委員会規則第13号）及び「指掌紋取扱細則」（平成9年警察庁訓令第11号）（以下「指掌紋取扱規則等」という。）に規定する方法に準じて、申請者の指紋及び氏名その他申請者を識別するために必要な事項（以下「身上事項」という。）を電磁的方法により記録し、又は申請者の指紋を押なつし、及び身上事項を記載した資料を作成して、当該記録又は資料を警察庁長官に送信又は送付することによりその犯罪経歴（罰金以上の刑の言渡しを受けた経歴をいう。以下同じ。）を照会するものとする。
- 4 3の照会を受けた警察庁長官は、指掌紋取扱規則等に規定する方法に準じて当該照会に係る申請者の犯罪経歴を調査し、その結果を当該照会を行った警察本部長に回答するものとする。
- 5 警察本部長は、4の回答により申請者が犯罪経歴を有しないことを確認した場合には別記様式第2号の証明書を、申請者が犯罪経歴を有することを確認した場合には別記様式第3号の証明書を作成して申請者に交付するものとする。
- 6 5の確認において、次の(1)から(7)までのいずれかの場合に該当する申請者は、当該(1)から(7)までに規定する犯罪については犯罪経歴を有しないものとみなす。
 - (1) 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過しているとき。
 - (2) 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を受け、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過しているとき。
 - (3) 罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を受け、罰金以上の刑に処せられないで5年を経過しているとき。
 - (4) 恩赦法（昭和22年法律第20号）の規定により大赦若しくは特赦を受け、又は復権を得たとき。
 - (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第125条第1項に規定する反則行為に該当する行為を行った場合であって、同条第2項各号のいずれにも該当しないとき。

(6) 少年法（昭和23年法律第168号）第60条の規定により刑の言渡しを受けなかったものとみなされたとき。

(7) 刑の言渡しを受けた後に当該刑が廃止されたとき。

第6 警察庁長官による証明書の発給

1 第3の1の申請をしようとする者が在外公館に出頭して申請をした場合又は第3の2ただし書により警察庁に出頭して申請をした場合は、当該申請に基づく発給は警察庁長官が行うものとする。

2 第5の2から6までは、警察庁長官が行う証明書の発給について準用する。この場合において、第5の5中「別記様式第2号」とあるのは「別記様式第4号」と「別記様式第3号」とあるのは「別記様式第5号」と読み替えるものとする。

第7 その他

1 この要綱に定めるもののほか、証明書の発給に関する事務を実施するため必要な事項は、犯罪鑑識官が定める。

2 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

（別添書類）

- ・別記様式第1号（犯罪経歴証明書発給申請書）
- ・別記様式第2号（犯罪経歴証明書（犯罪経歴なし・警察本部長））
- ・別記様式第3号（犯罪経歴証明書（犯罪経歴あり・警察本部長））
- ・別記様式第4号（犯罪経歴証明書（犯罪経歴なし・警察庁長官））
- ・別記様式第5号（犯罪経歴証明書（犯罪経歴あり・警察庁長官））

犯罪経歴証明書発給申請書

(Application Form for Certificate of Criminal Record)

殿

私は、下記の目的のため、私の指紋を添えて犯罪経歴証明書を申請します。

I apply for a certificate of criminal record for the reason stated below.

I'll submit a digital record of my fingerprints or a sheet with my fingerprints on it.

注意： 楷書（欧文は活字体）で記入して下さい。

NOTE : Please fill out blanks in BLOCK LETTERS.

申請日(西暦) Date of application	(year)	(month)	(day)		
	年	月	日		
氏名 (戸籍の氏名のつづり) Name	漢字	(姓) (名)			
	ローマ字	(Family) (First) (Middle)			
生年月日 Date of birth	(year)	(month)	(day)	性別 Sex	男(M) ・ 女(F)
	年	月	日	本籍地 Domicile	都道府県
国籍等 Nationality					
現住所 Current address					
旅券番号 Passport number					
申請目的 Reason for application					
提出先 Country(area) to which the certificate will be submitted					
連絡先(Contact address & Telephone number)					
住所 Address					
電話番号 Telephone number					

(注) 恩赦を受けている場合は、特赦状、復権状等を添えて申し出てください。

Note: If a pardon has been granted, please produce a writ concerning the pardon.

犯罪経歴証明書

Certificate of Criminal Record

氏名

Name

性別

Sex

生年月日

Date of birth

国籍等

Nationality

旅券番号

Passport No.

提出先

関係機関御中

Information released to : The Competent Authorities of

上記の者は現在警察庁において保管中の指紋資料の調査によれば記載すべき犯罪経歴は認められない。

This is to certify that according to the fingerprint files currently maintained by the National Police Agency of Japan, the person mentioned above does not have any applicable criminal record as of the time of issuance of this certificate.

Je soussigné, certifie par la présente que, après avoir effectué des recherches dans le registre des empreintes digitales conservé par l'Agence de la Police Nationale japonaise, la personne mentionnée ci-dessus n'a aucun antécédent criminel à la date à laquelle ce certificat est établi.

Durch dieses Zeugnis, ausgestellt vom Nationalen Polizeiamt Japan, wird bescheinigt, dass für die oben erwähnte Person bis zum Datum der Ausstellung des Zeugnisses in Japan kein früherer Strafregistereintrag im Fingerabdruckregister des Nationalen Polizeiamts Japan besteht.

El presente certifica que la persona arriba mencionada no tiene ningún antecedente criminal aplicable en el Japón hasta la fecha de la expedición de este certificado, según los archivos de sus huellas digitales que conservan la Agencia Nacional de Policía del Japón.

発行日（西暦）

年 月 日

Date of issue

(

)

(都道府県方面) 警察本部長
階級 氏名

公印

Chief of

Prefectural Police Headquarter

犯罪経歴証明書

Certificate of Criminal Record

氏名
Name

性別
Sex

生年月日
Date of birth

国籍等
Nationality

旅券番号
Passport No.

提出先 関係機関御中
Information released to : The Competent Authorities of

上記の者は現在警察庁において保管中の指紋資料の調査によれば下記のとおり犯罪経歴を有する。
This is to certify that according to the fingerprint files currently maintained by the National Police Agency of Japan, the person mentioned above has the following criminal record as of the time of issuance of this certificate.

Je soussigné, certifie par la présente que, après avoir effectué des recherches dans le registre des empreintes digitales conservé par l'Agence de la Police Nationale japonaise, la personne mentionnée ci-dessus a un antécédent criminel décrit ci-après à la date à laquelle ce certificat est établi.

Durch dieses Zeugnis, ausgestellt vom Nationalen Polizeiamt Japan, wird bescheinigt, dass für die oben genannte Person bis zum Datum der Ausstellung des Zeugnisses in Japan der folgende Strafregistereintrag im Fingerabdruckregister des Nationalen Polizeiamts Japan besteht.

El presente certifica que la persona arriba mencionada tiene los siguientes antecedentes criminales en Japón hasta la fecha de la expedición de este certificado, según los archivos de sus huellas digitales que conservan la Agencia Nacional de Policía del Japón.

言渡年月日 Date of judgment	罪名 Offense	刑 Penalty

発行日(西暦)
Date of issue

年 月 日

()
(都道府県方面)警察本部長
階級 氏名

公印

Chief of Prefectural Police Headquarter

犯罪経歴証明書

Certificate of Criminal Record

氏名

Name

性別

Sex

生年月日

Date of birth

国籍等

Nationality

旅券番号

Passport No.

提出先

Information released to : The Competent Authorities of

関係機関御中

上記の者は現在警察庁において保管中の指紋資料の調査によれば記載すべき犯罪経歴は認められない。

This is to certify that according to the fingerprint files currently maintained by the National Police Agency of Japan, the person mentioned above does not have any applicable criminal record as of the time of issuance of this certificate.

Je soussigné, certifie par la présente que, après avoir effectué des recherches dans le registre des empreintes digitales conservé par l'Agence de la Police Nationale japonaise, la personne mentionnée ci-dessus n'a aucun antécédent criminel à la date à laquelle ce certificat est établi.

Durch dieses Zeugnis, ausgestellt vom Nationalen Polizeiamt Japan, wird bescheinigt, dass für die oben erwähnte Person bis zum Datum der Ausstellung des Zeugnisses in Japan kein früherer Strafregistereintrag im Fingerabdruckregister des Nationalen Polizeiamts Japan besteht.

El presente certifica que la persona arriba mencionada no tiene ningún antecedente criminal aplicable en el Japón hasta la fecha de la expedición de este certificado, según los archivos de sus huellas digitales que conservan la Agencia Nacional de Policía del Japón.

発行日（西暦）

Date of issue

年 月 日

(. . .)

警察庁長官

氏 名

公印

Commissioner General of National Police Agency

犯罪経歴証明書

Certificate of Criminal Record

氏名
Name

性別
Sex

生年月日
Date of birth

国籍等
Nationality

旅券番号
Passport No.

提出先 関係機関御中
Information released to : The Competent Authorities of

上記の者は現在警察庁において保管中の指紋資料の調査によれば下記のとおり犯罪経歴を有する。
This is to certify that according to the fingerprint files currently maintained by the National Police Agency of Japan, the person mentioned above has the following criminal record as of the time of issuance of this certificate.

Je soussigné, certifie par la présente que, après avoir effectué des recherches dans le registre des empreintes digitales conservé par l'Agence de la Police Nationale japonaise, la personne mentionnée ci-dessus a un antécédent criminel décrit ci-après à la date à laquelle ce certificat est établi.

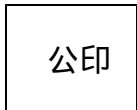
Durch dieses Zeugnis, ausgestellt vom Nationalen Polizeiamt Japan, wird bescheinigt, dass für die oben genannte Person bis zum Datum der Ausstellung des Zeugnisses in Japan der folgende Strafregistereintrag im Fingerabdruckregister des Nationalen Polizeiamts Japan besteht.

El presente certifica que la persona arriba mencionada tiene los siguientes antecedentes criminales en Japón hasta la fecha de la expedición de este certificado, según los archivos de sus huellas digitales que conservan la Agencia Nacional de Policia del Japón.

言渡年月日 Date of judgment	罪名 Offense	刑 Penalty

発行日 (西暦) 年 月 日
Date of issue

(警察庁長官 氏名)



Commissioner General of National Police Agency